

会社法第 803 条第 1 項に定める書面
(新設分割会社の事前開示書類)

2022 年 5 月 25 日

名古屋鉄道株式会社

目 次

1. 新設分割計画の内容
2. 会社法第 763 条第 6 号から第 9 号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項
3. 新設分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
4. 新設分割が効力を生ずる日以後における新設分割会社の債務又は新設分割設立会社の債務の履行の見込みに関する事項

以 上

1. 新設分割計画の内容

次ページ以降をご参照ください。



新設分割計画書

名古屋鉄道株式会社（以下「分割会社」という。）は、分割会社のバス事業会社の経営管理を主な業務とする統括事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を新たに設立する名鉄グループバスホールディングス株式会社（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」という。）に関し、以下のとおり新設分割計画（以下「本分割計画」という。）を作成する。

第1条（新設会社の定款記載事項）

新設会社の商号及び本店所在地は以下のとおりとし、その他定款で定める事項は別紙1「名鉄グループバスホールディングス株式会社定款」に記載のとおりとする。

- (1) 商号 名鉄グループバスホールディングス株式会社
- (2) 本店所在地 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目26番25号

第2条（承継する権利義務等）

分割会社は、本成立日（第6条において定義される。以下同じ。）において、本件事業に関する別紙2「承継権利義務明細表」に定める資産及び契約を新設会社に移転し、新設会社はこれを承継する。

第3条（本新設分割に際して新設会社が分割会社に対して交付する株式の数）

新設会社は、本新設分割に際して普通株式2,000株を発行し、本新設分割により承継する本件事業に関して有する権利義務の代わりに、そのすべてを分割会社に割り当てる。

第4条（新設会社の資本金及び準備金の額）

新設会社の資本金及び資本準備金の額は、以下のとおりとする。但し、新設会社は、本成立日における分割会社の資産及び負債等の状況等により、これを変更することができる。

- (1) 資本金 金1億円
- (2) 資本準備金 金0円
- (3) その他資本剰余金 設立時株主払込資本額から設立時資本金額及び設立時資本準備金を控除した額

第5条（株主総会の承認）

分割会社は、会社法第805条の規定により、本分割計画に関する株主総会の承認決議を得ずに、本新設分割を行う。

第6条（新設会社の成立日）

新設会社の成立日（以下「本成立日」という。）は、2022年7月1日とする。但し、分割会社は、本新設分割の手續上の必要性、新設会社設立において取得すべき許認可等の申請手續上の必要性、その他の事由により本成立日を変更する必要があるときには、これを変更することができる。

第7条（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役並びに設立時代表取締役）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役並びに設立時代表取締役は、下記のとおりとする。

- (1) 設立時取締役 清水良一、小笠原裕、安藤隆司、高崎裕樹、岩切道郎、坂野公治、瀧修一、荻本正久、浅野丈夫
- (2) 設立時監査役 矢野裕、松下明
- (3) 設立時代表取締役 清水良一

第8条（分割条件の変更）

本分割計画作成後新設会社の成立の日に至るまでの間に、分割会社の資産状態、経営状態又は本分割計画により承継される権利義務に重大な変動が生じたとき、本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じたとき、その他本分割計画の目的の達成が困難となったときには、分割会社は、本分割計画にかかわらず、本新設分割の条件を変更し又は本新設分割を中止することができる。

第9条（本分割計画の効力）

本分割計画は、本分割計画の履行に必要な法令に定める関係官庁の承認等が得られなかったときには、その効力を失う。

第10条（その他）

本分割計画に定める事項の他、本新設分割に必要な事項については、本分割計画の趣旨に従い、分割会社がこれを決定する。

2022年5月11日

名古屋市中村区名駅1-2-4

名古屋鉄道株式会社

代表取締役 高崎 裕樹



名鉄グループバスホールディングス株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、名鉄グループバスホールディングス株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、中間持株会社として、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 道路運送法による自動車運送事業
- (2) 一般旅客自動車運送事業の管理の受託事業
- (3) 土地建物の売買、賃貸借、管理、住宅地の経営、鑑定及び仲介業
- (4) 駐車場、駐輪場及び洗車場の経営
- (5) 自家用自動車の運行管理請負事業
- (6) 旅客運賃等の現金回収業務及び現金輸送業務の受委託
- (7) 労働者派遣法に基づく労働者派遣業
- (8) 旅行業法に基づく旅行業
- (9) 旅行業法に基づく旅行業者代理業
- (10) 石油製品、車両類及びその部品の販売及び整備業
- (11) 各種自動車の賃貸及びリース業
- (12) 飲食業並びに宿泊施設、コンビニエンスストア及び売店の経営
- (13) 食料品、清涼飲料水、嗜好飲料、酒類、乳製品、みやげ品、貴金属、宝石、衣料品、寝具、電気製品、日用品雑貨、化粧品、医薬品、医薬部外品、カメラ及び時計の販売
- (14) 煙草、塩、米穀類及び刊行物の販売
- (15) 座卓、衝立、花台及び家具類の木製品製造販売業
- (16) 宝くじ、スポーツ振興くじ、前払式証票類、入場券、乗車船券、航空座席券の販売
- (17) 郵便切手類及び収入印紙の販売
- (18) 広告代理業
- (19) 広告、宣伝、印刷業及びその企画業務並びに指導
- (20) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法による保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (21) 情報提供及び情報処理サービス業
- (22) 倉庫業、貸しロッカー業

- (23) 遊園地、博物館、美術館、動植物園、水族館、遊技場、ドライブイン及び浴場の経営
- (24) 文化教室、フィットネス及びスポーツの施設管理、スクール経営
- (25) 両替業及び古物売買業
- (26) 写真撮影及び販売業
- (27) 特定商取引法による通信販売業
- (28) 前各号に附帯関連する事業

2 当社は、前項各号に定める事業及びこれに附帯または関連する事業として、次の事業を行うことができる。

- (1) 子会社の総務、人事、給与計算及び経理等の業務代行
- (2) 子会社の事業戦略の立案
- (3) 子会社の経営監理
- (4) 子会社に対する資金の貸付け
- (5) 前項各号に関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛知県名古屋市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、400,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(基準日)

第8条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

(株式取扱規則)

第9条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第10条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第11条 株主総会は、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代る。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条の第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第15条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 16 条 当社の取締役は、20 名以内とする。

(取締役の選任)

第 17 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 18 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第 19 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 代表取締役は当社を代表し、当社の業務を執行する。

(役付取締役)

第 20 条 取締役会の決議によって取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(相談役、顧問)

第 21 条 取締役会は、その決議によって相談役または顧問を置くことができる。

(取締役の報酬等)

第 22 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会招集の通知)

第 24 条 取締役会招集の通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に発するものとする。ただし、緊急の場合は更にこれを短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記

名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第 5 章 監査役

(監査役の設置)

第 29 条 当社は監査役を置く。

(監査役の員数)

第 30 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 35 条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載または記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 36 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の剰余金の配当には利息をつけない。

別紙2 「承継権利義務明細表」

承継対象権利義務等明細

新設会社は、本会社分割により、本効力発生日における分割会社の本事業に属する次に記載する資産、負債、契約（雇用契約を除く）、雇用契約その他の権利義務を分割会社から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2022年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日に至るまでの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

分割会社の本件事業に属する関係会社株式

投資先会社名	株式数
名鉄バス株式会社	100,000 株
名鉄観光バス株式会社	634,868 株
知多乗合株式会社	1,875,240 株
岐阜乗合自動車株式会社	4,796,113 株
東濃鉄道株式会社	3,090,000 株
北恵那交通株式会社	600,000 株
濃飛乗合自動車株式会社	3,801,991 株

2. 負債

該当なし

3. 契約（雇用契約を除く）

該当なし

4. 雇用契約

本事業に従事する分割会社の従業員に係る雇用契約及びこれに付随する権利義務は、新設会社に一切承継されない。

以 上



2. 会社法第 763 条第 6 号から第 9 号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、2022 年 5 月 11 日付新設分割計画書（以下「本新設分割計画」といいます。）に基づき、新たに設立する名鉄グループバスホールディングス株式会社（以下「新設会社」といいます。）に、当社のバス事業会社の経営管理を主な業務とする統括事業（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行うことといたしました。なお、新設会社の成立日（以下「本成立日」といいます。）は 2022 年 7 月 1 日を予定しております。

本新設分割において、新設会社は、本新設分割に際して普通株式 2,000 株を発行し、本新設分割により承継する本件事業に関して有する権利義務の代わりに、そのすべてを当社に割り当てます。

当社が新設会社の完全親会社となり、割当比率に利害関係を有する第三者が存在しないことから、本新設分割に際して新設会社が発行する新設会社の株式数については当社が任意に定めることができます。そこで、当社は、新設会社が本新設分割に際して発行する普通株式数については、適切な出資単位の設定その他の事情を考慮して、2,000 株とすることにいたしました。

また、新設会社の資本金及び準備金の額については、新設会社が承継する予定の資産及び負債の額、本成立日までの資産及び負債の変動要素並びに新設会社の今後の事業活動等の事情を考慮した上、会社計算規則第 80 条に従い、本新設分割計画第 4 条記載のとおりとすることといたしました。

当社は、以上の取扱いにつきまして、上記の理由により、その内容が相当であると判断しております。

なお、新設会社が、本新設分割に際して、本新設分割により承継する本件事業に関して有する権利義務の代わりとして、当社に交付する社債、新株予約権、新株予約権付社債はありません。

以 上

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

吸収分割によるグループ内組織再編について

当社は、2022年2月7日開催の取締役会において、2022年4月1日を効力発生日として、会社分割の方法により、当社が営む不動産事業の一部を名鉄不動産株式会社に承継することを決議し、名鉄不動産株式会社との間で吸収分割契約を締結いたしました。これに基づき、2022年4月1日付で吸収分割をしております。

以 上

4. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務又は新設会社の債務の履行の見込みに関する事項

当社は、本新設分割計画に基づき、本成立日に、新たに設立する新設会社に、本件事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させる本新設分割に関して、以下の理由により、本成立日以降における当社及び新設会社の債務（新設会社の債務については、当社が本新設分割により新設会社に承継させる債務に限ります。）の履行の見込みがあるものと判断いたしました。

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の2022年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ867,512百万円及び587,040百万円であり、280,472百万円の資産超過です。

また、本新設分割により当社が新設会社に承継させる予定の資産及び負債の額は、それぞれ18,650百万円及び0円になる予定ですが、当社は本新設分割において、新設会社が発行する株式の全ての割当てを受けるため、本新設分割による当社の資産の額には変動はありません。

従いまして、当社は、その債務について債務不履行に陥ることはありませんので、本成立日以降における当社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 新設会社の債務の履行の見込みについて

本新設分割により当社が新設会社に承継させる予定の資産及び負債の額は、それぞれ18,650百万円及び0円になる予定です。

また、本新設分割後の新設会社の収益状況について、新設会社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

従いまして、新設会社は、本成立日以降における新設会社の負担すべき債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

会社法第 803 条第 1 項の定めに基づき、本店に備え置くべきものは以上のとおりであります。

2022 年 5 月 25 日

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 2 番 4 号
名古屋鉄道株式会社
代表取締役 高崎 裕樹